

# ペット飼育申請書

私は下記ペット飼育規則を確認し、本則に同意の上遵守することを誓約いたします。  
 万一これに違反した場合は、ペットの飼育を禁止、あるいは立ち退きを要求されても異議なく従います。

物件名	号室		
ペット	犬 ・ 猫 ・ その他	種類 (犬種等)	
年齢 性別 体重	歳 /	オス ・ メス /	K g
用便	室内 ・ 屋外	去勢	済 ・ 未 ・ 予定
特徴	外見(毛色)や性格など  愛称 _____		

《 ペット飼育規則 》 ※必ずご確認ください

【第1条】(飼育制限) 飼育可能なペットは原則 1 匹とし、許可したペットのみとする。

【第2条】(許可条件) 下記事項を確認し遵守するものとする。

- ①入居日までに本書(ペット飼育申請書)を提出すること。
- ②入居日までに貸主に対しペット入居金として、別紙賃貸借契約書に記載された月額賃料の1か月分を支払うこと。※賃貸借契約が終了した場合においても当該ペット入居金は返還されません

【第3条】(飼育者義務) 下記事項を確認し遵守するものとする。

- ① ペットには各種伝染病の予防ワクチンの接種を受けさせること。
- ② ペットが人または他のペットに感染する恐れのある病気に罹患(りかん)した場合は、伝染の恐れがなくなるまで、物件へのペットの入室を禁止するとともに貸主又は管理者に報告し指示を受けること。
- ③ 飼育するペットが建物の室内外において、ケガ及び死亡が発生しないよう、飼育者は管理をしなければならない。万一事後が発生した場合、貸主及び管理者はその責任を負わない。

- ④ ペット及び飼育環境は常に清潔を維持し、健康管理、疾病(しっぺい)の予防、ノミ・ダニ等害虫の発生を防止すること。
- ⑤ 糞尿による悪臭や無駄吠え等で近隣に迷惑をかけないように必要な躰(しつけ)を行うこと。
- ⑥ ペットは借主の専用部分(バルコニーは除く)でのみ飼育するものとし、バルコニーを含む敷地内共用部分での飼育は禁止とする。※ペットの手入れ(トリミング)等も含む  
 また、屋外に連れ出すときは、建物から出るまで抱きかかえて外出するよう努めること。
- ⑦ 天災火災等の非常時には、ペットを適切に保護すること。
- ⑧ ペットが死亡したときは責任を持って適切な処置をすること。

【第4条】(飼育者の賠償責任) 下記事項を確認し遵守するものとする。

- ① 賃貸借契約が終了し、建物を明け渡すときは、入居期間の長短に関わらず清掃業者による全室のクリーニング(消毒を含む)を実施するものとする。また、室内の畳・床・建具・内装材並びに設備等、ペットによる破損、汚損、変色、異臭等が認められる場合には、修理・張り替え・取替等を行い入居前の状態に回復するものとする。尚、この費用全額貸主の負担とする。
- ② ペットが他の入居者及びその訪問者、並びに近隣住民等の第三者に対し傷害・損害を発生させてしまった場合には、飼い主が全責任を負い、被害者に対し損害賠償、原状回復等を迅速に実施するとともに誠意をもって対応すること。

【第5条】(飼育の取消) 貸主又は管理会社は、飼育者がこの規則に違反したと認められる場合には、飼育を禁止あるいは立ち退きを要求することができる。

以上

西暦 年 月 日

飼育責任者 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

管 理 会 社  
 千 葉 市 花 見 川 区 1-44-10  
 千 都 総 業 株 式 会 社  
 0 4 3 - 2 7 1 - 6 7 1 1